

**サーバー設定仕様書自動生成サービス「SSD-assistance」**  
**デスクトップ版 設定仕様書生成ツール**  
**使用許諾契約書**

**重要：** セイ・テクノロジーズ株式会社のソフトウェアをご使用になる前に以下をよくお読みください。

本使用許諾契約書（以下、「本契約書」）は、『「SSD-assistance」デスクトップ版 設定仕様書生成ツール』（以下、「本ソフトウェア」）を使用されるお客様とセイ・テクノロジーズ株式会社（以下、「セイ・テクノロジーズ」）との間で締結される契約です。本ソフトウェアを使用する前に、本契約の内容をよくお読みください。

本契約には、お客様に保証及び損害賠償責任を放棄して頂く旨の規定が含まれていますのでご注意ください。お客様が本ソフトウェアを使用すると、本契約の契約条件に同意したことになります。本契約の諸条件に同意されない場合は、本ソフトウェアの使用を中断し、本ソフトウェアを破棄してください。

**< 定義 >**

- (a) 「本ソフトウェア」とは、セイ・テクノロジーズが提供する設定仕様書生成ツールおよび、そのアップデート版を含むソフトウェアプログラムと、その関連資料を含みます。
- (b) 「お客様」とは、自身のために本ソフトウェアを利用する個人として登録された方を意味します。
- (c) 「アップデート」とは、本ソフトウェアの改善、機能拡張、変更を意味します。

**< 使用条件 >**

- (a) 使用者　：お客様
- (b) 使用範囲　：設定仕様書生成ツールご利用ガイドに記載された[動作環境]の範囲に限り使用可能
- (c) 使用台数　：お客様のみの権限を有したPCのみ
- (d) 使用方法　：設定仕様書生成ツールご利用ガイドに記載された使用方法でのみ使用可能
- (e) 使用期限　：別途契約（無償版、評価版、製品版のそれぞれの契約）で定められた期間のみ

**第1条 使用権の許諾**

- 1.セイ・テクノロジーズはお客様に対して、本契約書の条項に従う条件のもと、利用される本ソフトウェアに関して、非独占的に使用することを許諾します。
- 2.お客様が本ソフトウェアを利用して作成した本ソフトウェアの二次的著作物に関する権利は、全てセイ・テクノロジーズに帰属します。ただし、生成された設定仕様書の権利はお客様に帰属します。
- 3.本契約は、セイ・テクノロジーズがお客様に対して、本ソフトウェアのレンタルを目的とした使用権を許諾するものではありません。
- 4.セイ・テクノロジーズは、お客様が中古品売買を仲介業とする業者を含む第三者へ、本ソフトウェアを譲渡することを一切認めません。
- 5.第6条の規定に基づき使用許諾契約が解除された場合、お客様は、本ソフトウェアの全部または一部を、セイ・テクノロジーズの事前の承認なしに第三者への譲渡、交換、転貸またはその他、破棄以外のいかなる方法であっても処分することはできません。

## 第2条 著作権

- 1.本ソフトウェアの著作権はセイ・テクノロジーズに帰属するものであり、日本国著作権法により保護されています。本ソフトウェアを他の用途に用いてはならず、本ソフトウェアを使用する権利を失った場合は、破棄しなくてはなりません。
- 2.お客様は、本ソフトウェアについてリバース・エンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アSEMBルできないものとします。
- 3.お客様による本ソフトウェアへの改造により、お客様に何らかの障害・損害が生じた場合、セイ・テクノロジーズは、かかる障害・損害について、一切その責めを負わないものとします。
- 4.本ソフトウェアに利用されているオープンソースソフトウェアに関するライセンス情報に関してはご利用ガイドより確認できます。

## 第3条 限定的保証

- 1.セイ・テクノロジーズは、本契約に別段の記載がない限り、お客様が最新のアップデート版を使用していることを条件として、本ソフトウェアが仕様に従って実質的に機能することを製品版に限り保証します。製品版以外は、保証の対象外とします。
- 2.前項の保証（以下「限定的保証」といいます）は、本契約の条項に従わずに改変、損傷、乱用、誤用、ないし使用された本ソフトウェアには適用しないものとします。
- 3.限定的保証に基づくセイ・テクノロジーズの責任およびお客様に対する唯一の救済は、製品版の契約における本ソフトウェアを利用するサービスの月額相当の代金の返還に限るものとします。
- 4.セイ・テクノロジーズは、物理的な紛失、盗難、明示、黙示の如何を問わず、市場性、特定目的への適合性の保証を含め、上記以外の保証は一切行わないものとします。
- 5.お客様が期待する成果を得るための本ソフトウェアの選択、導入、使用および使用結果について、セイ・テクノロジーズは一切責任を負わないものとします。

## 第4条 免責

- 1.セイ・テクノロジーズは、前条に定める場合を除き、本ソフトウェアに関していかなる保証も行いません。
- 2.いかなる場合においても、本ソフトウェアに関するセイ・テクノロジーズの責任は、お客様が本ソフトウェアを利用するサービスの月額相当の代金の範囲に限定されるものとします。
- 3.セイ・テクノロジーズは、お客様に対して、本ソフトウェアの使用または使用不能に関連して生じた間接的損害、特別損害、偶発的損害、結果的損害および業務上の利益の損失、業務の中断による損失、業務情報の損失、またはその他の金銭的損失を含むがそれに限定されない損失について、たとえかかる損害の発生の可能性を知らされていた場合であっても、一切その責任を負わないものとします。
- 4.本ソフトウェアに利用されているオープンソースソフトウェアは、各利用ライセンスの規約に従い作成者も当社も無保証であり、損害賠償責任も負いません。

## 第5条 サポートサービス

本ソフトウェア（第三者ソフトウェアを含まない）のサポートサービスは、セイ・テクノロジーズが提供するサーバー設定仕様書自動生成サービス「SSD-assistance」（製品版）のサポートに含まれます。お客様が、本ソフトウェアのサポートを受ける際は、SSD-assistance デスクトップ版の利用契約を締結する必要があります。ただし、製品版以外はサポートサービスの対象外とします。

## 第6条 契約の解除

- 1.お客様が本契約のいずれかの条項に違反した場合、セイ・テクノロジーは本契約を解除することができるものとします。
- 2.前項の規定に限らず、本契約が終了する場合には、お客様は、その後一切本ソフトウェアを使用できないものとし、本ソフトウェアおよびその複製物を破棄するものとします。
- 3.セイ・テクノロジーによる承諾のない設定仕様書生成ツールの違法コピー（カジュアルコピーを含むがこれに限定されない）およびお客様以外による利用が発覚した場合、セイ・テクノロジーは本契約を解除することができるものとします。本項による解除に伴い、お客様には、損害賠償金の支払い義務が発生する可能性があります。

## 第7条 準拠法

本契約は、日本国法に準拠するものとします。

## 第8条 管轄裁判所

セイ・テクノロジーとお客様は、本契約に関する訴訟について、東京地方裁判所を専属管轄裁判所とすることに合意します。

更新日: 2022年10月14日  
セイ・テクノロジー株式会社